

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年6月11日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による葬祭料の支給に関する処分及び同月13日付けで請求人に対してした同法による遺族補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、平成13年7月1日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業業務に従事していたが、〇年〇月〇日、会社の地下倉庫で縊死した。
- 2 本件は、請求人が、被災者に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に葬祭料及び遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者に発病した精神障害を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を1万6529円として、これらを支給する旨の処分をした（以下「本件処分」という。）ことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した1万6529円を

超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条では、労災保険給付の額の算定の基礎となる給付基礎日額は、労働基準法（以下「労基法」という。）第12条の平均賃金に相当する額とされている。そして、同条において、平均賃金は、原則としてこれを算定すべき事由の発生した日以前3箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除して算定することとされており、この場合の支払われた賃金とは、現実に既に支払われている賃金だけではなく、実際には支払われていないものであっても、事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきであるとされている。

(2) 請求人は、監督署長が認定した被災者の労働時間については、タイムカードの打刻やパソコンのログの時刻により認定されておらず、被災者の始業・終業時刻、休憩時間に誤りがあるとし、被災者の給付基礎日額にも誤りがある旨主張している。

(3) そこで、監督署長の給付基礎日額の算定方法をみると、監督署長は、被災者の給付基礎日額の算定期間（〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間。以下「本件算定期間」という。）に会社から被災者に支払われた賃金について、賃金台帳から基本給80万2500円、営業手当6万円、役職手当11万1000円、地域手当9万円、役員手当45万円、報奨金手当6000円の合計151万9500円であったとした上で、これに、タイムカードから被災者が同年8月22日に深夜労働(午後10時から午後11時30分までの1時間30分)を行ったにもかかわらず、賃金に反映されていなかった深夜割増賃金を1168円と算定し、これを給付基礎日額の算定基礎に加え、本件算定期間に支払われた賃金総額を152万0668円として、総日数92日で除した1万6529円を給付基礎日額と決定したものであると認められる。

(4) 上記算定方法については、監督署長が、被災者を労基法第41条第2号に定

める管理監督者（以下「管理監督者」という。）であると判断し、深夜労働に対する割増賃金のみ賃金に反映していることから、被災者が管理監督者に該当するか否かについて、以下検討する。

ア 被災者は、平成13年7月1日、会社に雇用され、平成14年11月15日、取締役就任に就任していたが、社長は、要旨、「被災者は、名前だけの取締役で、取締役として会社の全体的な決定権を持つ事項はなかったが、営業部のマネージャーとして営業部の業務に関する事項を決定していた。」と述べている。また、他の会社関係者も被災者が営業部の責任者の立場にあった旨の申述を行っている。

イ 被災者の所定始業時間は午前9時、所定終業時間は午後6時、所定休憩時間は正午から午後1時とされていたが、会社関係者は、要旨、「被災者は管理職であり、何時に帰ろうが残業代には反映されないため、ありのままの時間をタイムカードに付けていた。」と述べている。また、被災者が早退をしたと思われる日が複数見受けられるが、被災者の賃金台帳において、早退及び遅刻による賃金控除は認められない。

ウ 被災者の賃金について、会社から被災者に対し、基本給、営業手当、役職手当、地域手当、役員手当、報奨金が支給されており、会社関係者は、要旨、「役員手当（月額15万円）は被災者以外の従業員には支給されていなかった。被災者は、社員兼務役員なので、全て給与として扱うことになっていた。被災者の通常の残業には割増賃金は支給していなかった。」、「被災者には夏の賞与が2回支給されていた。1回目が通常の社員と同様の賞与で、2回目が役員としての賞与であった。」と述べている。なお、平成29年夏の1回目の賞与として48万4000円が、2回目の賞与として20万円が被災者に支給されていた。

エ 上記の事情に照らすと、被災者は、社員兼務役員として、営業部を統括する責任者としての職務及び権限を有し、勤務態様についても、自己の労働時間の管理について裁量があり、賃金等の処遇面をみても、他の社員と比べ優遇された賃金を支給されていたものであり、経営者と一体的な立場にあったと評価できることから、管理監督者に該当するものと判断する。

(5) 被災者が管理監督者に該当するとしても、会社は深夜労働に対する割増賃金を支払うべきであるところ、監督署長は、被災者の給付基礎日額の算定に当た

って、その算定基礎となる賃金に、既に支払われている賃金だけではなく、支払われるべき被災者の深夜労働に対する割増賃金を算定し、給付基礎日額の算定基礎に含めていることから、監督署長の上記算定方法は妥当である。

(6) 改めて本件一件記録を精査したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかったことから、監督署長が算定した給付基礎日額1万6529円は妥当なものである。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月19日